

固定資産税の減免について (一定の要件を満たす方が所有者の場合)

高齢者などで収入が少ない方が所有する居住用資産（土地・家屋）に係る固定資産税・都市計画税の減免制度があります。

○ 減免の対象となる要件

1. 所有者が 65 歳以上（1 月 1 日現在）、障がい者（5,6 級を除く）、寡婦、ひとり親のいずれかに該当する方
2. 所有者及びその家族全員（生計を一にする者）が住民税均等割非課税限度額以下の所得である。^(注 1)
3. 所有している固定資産が自己居住用資産である（他に宅地等を所有していないこと）。
4. 家屋の床面積が 120 m²以下である。
5. 固定資産税（都市計画税を含む）の年税額が 5 万円以下である。

以上、すべての要件に該当する方が対象となります。

(注 1)

扶養義務者等の生計を一にする者が他市町村に在住されている場合、当該要件の確認を当市で行うことができません。そのため、当該要件に該当するかの確認を、扶養義務者の同意を得て、対象市町村へ照会を行う必要があります。詳細につきましては、担当課までお問い合わせください。

○ 申請方法及び必要書類

窓口で申請を行う方法と郵送による申請を行う方法があります。

① 窓口で申請を行う場合

泉南市役所本庁 8 番窓口（税務課 固定資産税）で受付を行います。固定資産税・都市計画税減免申請書は窓口でご記入いただけます。

【持参物】

1. 固定資産税都市計画税納税通知書
2. 障がい者手帳^(注 2)

② 郵送による申請を行う場合

固定資産税・都市計画税減免申請書に必要事項をご記入いただき、押印のうえ、必要書類を同封し、〒590-0592（住所記載不要）「泉南市役所税務課固定資産税担当」宛へ送付してください。

【必要書類】

1. 固定資産税・都市計画税減免申請書
2. 固定資産税都市計画税納税通知書 1 ページ目（表紙）の写し
3. 障がい者手帳の写し ^(注2)

(注2)

障がいのある方（5、6 級を除く）が減免の対象者の場合のみ。

○ 申請時期

納税通知書が到着してから申請が可能となります。減免の対象となるのは、原則として未到来納期分になりますので、申請時期にご注意ください（全額を対象とする場合は第 1 期納期限までに申請をしていただく必要があります。固定資産税都市計画税納税通知書に記載されております納期限を必ずご確認ください。）。

○ 減免額

対象資産に対する未到来納期分税額の 2 分の 1 となります。

【お問い合わせ先】

〒590-0592

大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

泉南市役所総務部税務課課税係

072-483-0001（代表）072-483-9032（直通）